

避難支援制度の進め方

< 町会・自治会用 >



<< もくじ >>

はじめに

第1	避難行動要支援者の対象者と支援の内容	1
1	避難行動要支援者の対象者	
2	支援の内容	
第2	避難行動要支援者の避難支援制度のしくみ	3
第3	具体的な取り組みの流れ	4
1	推進メンバーの決定	
2	避難行動要支援者の把握	
3	避難行動要支援者への訪問	
4	地域支援者を探す	
5	地域支援者との情報共有	
第4	よくある質問	8

～ はじめに ～

この避難支援制度の進め方は、避難行動要支援者の方々を地域の皆さんで支援するための具体的な進め方やヒントを記載したものです。地域の皆さんでできることから始められるよう(行っていることの確認のため)に、取り組みの項目などを整理してみました。

これから活動を行おうと考えている地域では、ぜひ参考にしてもらおうとともに、すでに取り組んでいる地域では、さらなる推進のために確認してみるなど、地域の状況に応じて活用してください。

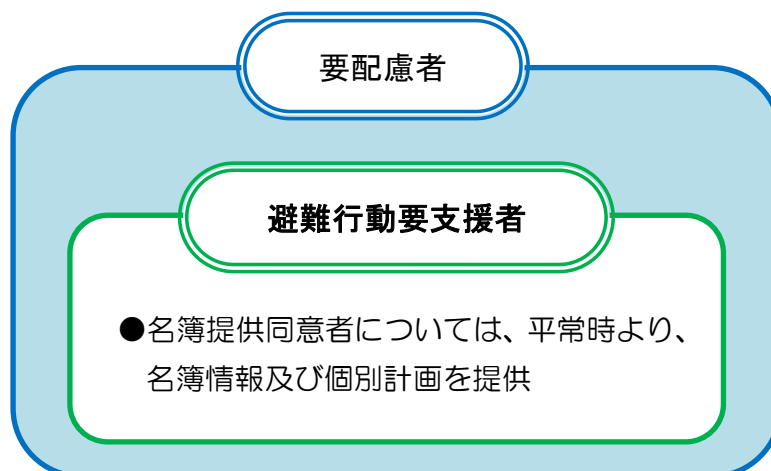
第1 避難行動要支援者の対象者と支援の内容

1 避難行動要支援者の対象者

災害時等に自ら避難することが困難で避難に支援を要する方で、在宅の方を「避難行動要支援者」と言い、その対象者は次の要件に該当する方となります。

(※病院や施設に長期で入院・入所している方は、対象になりません。)

(1) 高齢者	<ul style="list-style-type: none">●75歳以上の一人暮らしの方●75歳以上の高齢者のみの世帯の方●緊急通報装置の設置世帯の方
(2) 要介護認定者	<ul style="list-style-type: none">●要介護3以上の認定を受けている方
(3) 障がい者	<ul style="list-style-type: none">●身体障がい者(身体障害者手帳1級・2級を所持している方)●知的障がい者(療育手帳A判定を所持している方)●精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方)
(4) その他	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し情報提供に同意した方



2 支援の内容

<災害時に要支援者が直面すること>

- ① 助けを呼べない
- ② 自力で行動できない
- ③ 状況を理解できない
- ④ 状況の変化に対応が難しい
- ⑤ サポートなしでは容体悪化も

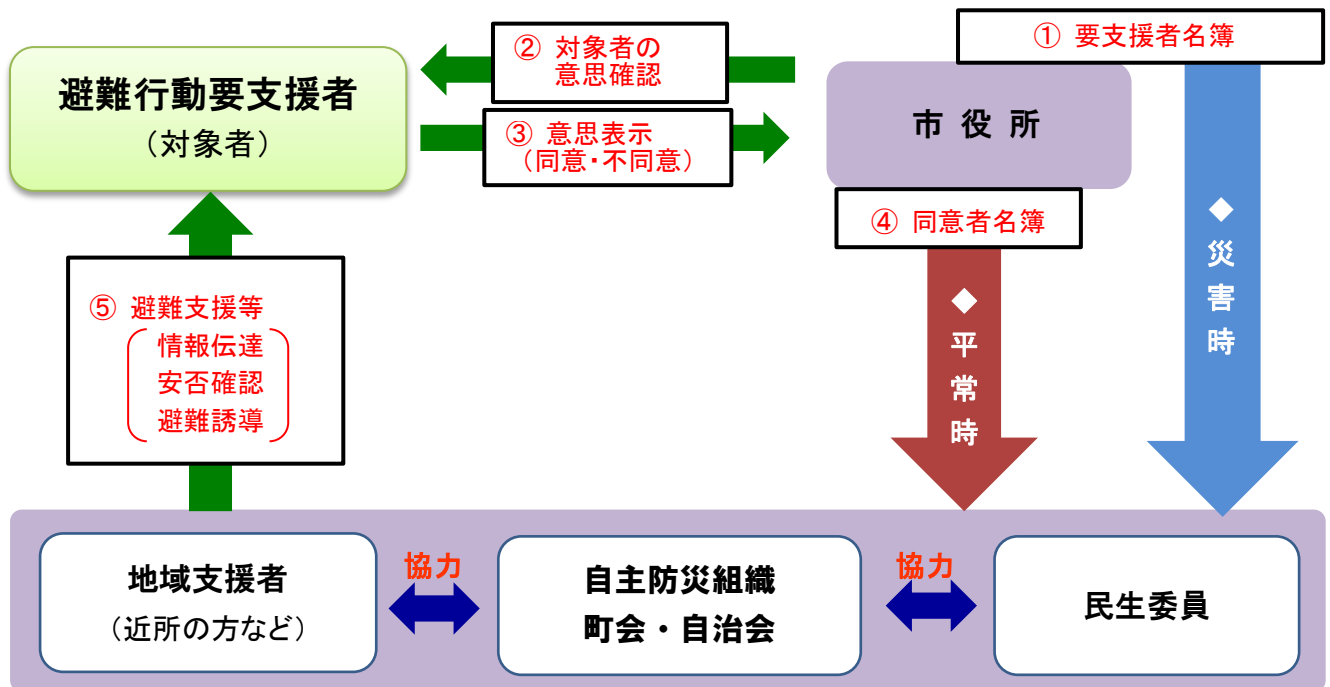
<地域の皆さんができる支援とは>

- ① 情報伝達 → 必要な情報を伝える
- ② 安否確認 → 訪問しての声かけ
- ③ 避難誘導 → 自宅で生活できない場合は、避難所などへの移動介助
- ④ 救護・救出 → 家具の下敷き等からの救出
- ⑤ 救援の要請 → 支援が困難な場合に、災害対策本部・消防・警察への通報
- ⑥ 避難所生活でのケア → 精神的な負担の軽減や体調を崩さないような配慮

避難行動要支援者の支援には、日頃から地域の皆さんのかかわり合いが欠かせません。民生委員の方々とも連携・協力しながら、無理のない方法で、できることから少しずつ積み重ねていくことが大切です。



第2 避難行動要支援者の避難支援制度のしくみ



○地域支援者とは、災害等が発生したとき、情報を伝えたり、安否確認や避難誘導など、避難支援等の協力を行う地域の方々のことを言います。

○災害の状況によっては、地域支援者も被災することがあります。地域支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであり、法的な責任を負うものではありません。

① 要支援者名簿の作成

◇市は、関係部課で把握している情報を集約し、「要支援者名簿」を作成する。

② 対象者の意思確認

◇市は、平常時から名簿情報等を提供することについて、「個人情報提供同意書」により同意確認を行う。

③ 意思表示（同意・不同意）

◇避難行動要支援者の対象者は、平常時からの情報提供について〔同意する・同意しない〕を個人情報提供同意書に記載し、市に提出する。

◇同意する方は、併せて「避難支援プラン（個別計画）」に必要事項を記入し、市に提出する。

④ 同意者名簿の提供

◇市は、同意を得た方の「同意者名簿」を作成する。

◇「同意者名簿」と「避難支援プラン（個別計画）」を平常時から情報提供する。

※提供は「紙媒体」とし、管理責任者は「秘密の保持に関する誓約書」を市に提出する。

◇災害時においては、本人同意の有無にかかわらず、「要支援者名簿」を提供する。

⑤ 避難支援等

◇災害時等においては、情報に基づき地域支援者の協力を得て、避難支援等（情報伝達・安否確認・避難誘導など）の実施に努める。

第3 具体的な取り組みの流れ（できるところから）

1 推進メンバーの決定

◇地域内で推進メンバーを決定します

2 要支援者の把握

◇市から「同意者名簿」の提供を受けます
◇町内会等で作成した要支援者の名簿を再確認します
◇日頃の活動を通じて得た情報を補足します

3 要支援者への訪問

◇要支援者のお宅を訪問して、災害時に受けたい支援の内容や健康・身体状況などを確認します

4 地域支援者を探す

◇災害時に要支援者の避難支援等（情報伝達、安否確認、避難誘導等）をしてくれる支援者を探して協力を求めます

5 地域支援者との 情報共有

◇「同意者名簿」や「避難支援プラン（個別計画）」により、情報を共有します

日頃の声かけ・見守り活動で、顔の見える関係づくりを

1 推進メンバーの決定

地域で取り組みを進めるための推進メンバーを決めます。

自主防災組織や町内会・自治会の役員、民生委員を基本とするのが一般的です。

2 避難行動要支援者の把握

地域の避難行動要支援者を把握する方法としては、

(1) 市から「同意者名簿」の提供を受ける

市が行っている避難支援制度により、情報提供に同意した方の名簿情報が提供されます。(紙媒体で提供)

この名簿の提供を受けたとき、管理責任者は「秘密の保持に関する誓約書」を市に提出します。

この「同意者名簿」には、個人情報が含まれていることから、目的外に使用したり、必要以上に複写しないよう適切に取り扱ってください。

また、同意者名簿は、年1回更新が行われ、その都度提供されます。(新旧交換)

注1：町会長等の管理責任者に変更があった場合には、速やかに次の管理責任者に同意者名簿及び個別計画を引き継ぐとともに、市役所(防災対策室)に連絡をください。

注2：避難行動要支援者が転居・死亡などにより、町会内に居住しなくなった場合は、個別計画を市役所(防災対策室)に返却してください。

(2) 町内会等で作成した地域の要支援者の名簿を再確認する

これまでの取り組みから要支援者の名簿をすでに作成している地域もあります。ただし、時間の経過から施設に入所された方や新たに支援が必要となる方など、これまで地域で作成した名簿の内容と異なっていることもあるため、必要に応じて再確認が必要な場合があります。(市から提供された「同意者名簿」と照合してみる)

(3) 日頃の活動を通じて得た情報を補足する

町内会・自治会では多くの方々がさまざまな活動をしています。災害時だけでなく日頃の声かけ、見守り活動を通じて得た情報も、要支援者やその家族の了承を得た上で、個別計画に補足しておくのも有効です。

(4) マップを作成する

要支援者の自宅を地図上に記載したマップを作成しておくのも、この避難支援制度の推進に効果的です。

3 避難行動要支援者への訪問

お互いに顔見知りにならないければ、いざという時に支援することは困難です。
まずは、要支援者のお宅を訪ね、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう。
その上で、災害時に必要な支援などについて聞き取りを行います。

(1) 避難支援プラン（個別計画）の内容を確認する

聞き取りを行う時は、市から提供された「同意者名簿」や「個別計画」をもとに行い、必要な情報を整理しておくこと、支援する際にはとても役に立ちます。

(2) 訪問時のポイント

① 訪問方法を決める

あらかじめ電話などでご都合等を伺い、訪問する日時や留意事項を確認しましょう。
地域の行事案内などと兼ねて訪問すると声がかかりやすくなります。
また、2人以上で訪問すると、対応がしやすくなります。

② 民生委員と相談する

地域の民生委員に、要支援者への対応方法などを相談してみると対応しやすい場合があります。

③ 訪問の目的を知らせる

「避難行動要支援者の避難支援制度のご案内」のパンフレットを提示すると、訪問の目的を要支援者やその家族が理解しやすくなります。
また、聞き取った情報は、災害時に必要な支援を行うためであり、その目的以外には使用しないことを伝えましょう。

4 地域支援者を探す

要支援者やその家族の希望する方を優先するなど、信頼関係を築きやすい方を地域支援者とします。

また、災害時には、地域支援者の不在や地域支援者自身の被災、あるいは1人では介助できない場合を想定し、可能な範囲で複数の地域支援者を決めておくのが望ましいでしょう。

「向こう三軒両隣」という言葉もあります。地域の実情に合わせて話し合いによって確保するように努めましょう。

(1) 支援者探しの方法

これまでの取り組みで決まっている場合は、引き続き地域支援者としてお願いすることとなります。

地域支援者が決まっていない場合は、

- ① 要支援者本人が希望した人をお願いしてみる
 - ② 回覧などにより、町内から募集してみる
 - ③ 町内会や民生委員のサポートにより、要支援者本人やその家族が探してみる
 - ④ 町内会役員や民生委員が隣近所や親しい方をお願いしてみる
- などが考えられます。

地域支援者が決まったら、要支援者と地域支援者の了解を得て決定します。

(2) 支援者探しのポイント

災害時には、町内会など地域ではさまざまな対応が必要となります。一人に負担が集中しないように、役割を分担するよう配慮しましょう。

また、地域支援者も災害時には不安になる場合もあります。まずは、地域支援者本人や家族の安全を第一に、そのときの可能な範囲で支援するということを、推進メンバーや地域支援者の間で確認しておき、要支援者にも伝えましょう。

5 地域支援者との情報共有

避難行動要支援者からの同意とともに、「避難支援プラン（個別計画）」に記載された内容に間違いがないか、あるいは記載漏れについて確認し、情報共有に努めます。

また、「避難支援プラン（個別計画）」には個人情報に記載されていますので、同意者名簿と同様、町会・自治会や地域支援者は、適切に管理しましょう。

なお、地域支援者が変更となる場合は、後任の方を探して決めてください。

日頃の声かけ・見守り活動で顔の見える関係づくりを

“いざ”という時に適切な支援を行うためにも、時折声かけをするなど、日頃の見守り活動を通じて顔の見える関係づくりを進めましょう。

また、地域の防災訓練の際、要支援者の安否確認や避難支援訓練を併せて行うことも有効ですので、検討してみてください。



第4 よくある質問

1 地域には日中高齢者しかいない。十分な支援が難しいが、どうすればよいか。

支援内容には、①情報伝達、②安否確認、③避難誘導、④救護・救出、救援の要請など、災害の規模や内容によって幾つかの段階があります。

「避難誘導は難しくても、情報伝達や安否確認までなら」というように、まずはできる範囲の支援から始めることが大切です。

2 どの程度の災害を目安にして支援活動を開始したらよいか。

地震の場合、同じ震度を観測したとしても、場所や時間によって被害や感じ方は異なるものですので、実際に支援が必要かどうかの判断が難しい場合もあります。

このため、地域支援者が迷わないように、あらかじめ「震度〇〇以上で安否確認を行う」ということを決めておくと迅速な活動につながります。

また、水害の場合は「避難準備情報」が出されたときが、活動開始の一つの目安になります。

市では、緊急告知FMラジオ、防災FAX、メールサービス、広報車両など多様な手段により情報伝達を行うこととしています。

◇「避難準備情報」とは、住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、避難行動に時間を要する方に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報です。

3 要支援者を訪問したら要介護度が高く、町内会では安否確認までで、その後の対応が難しいが、どうしたらよいか。

このような方は、平常時にご本人やご家族と介護サービス事業者等で、災害時の避難方法を話し合い、必要に応じて情報共有しておきましょう。

災害時には、地域の支援者で安否確認を行い、避難が必要な場合は、事前に決めておいた方法により避難します。

お問い合わせ

岩見沢市役所
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
総務部 防災対策室
(電話) 0126-23-4111